

相続発生後にすべきこと(VOL. 3)

相続発生後の手続きは？

前回に引き続き、相続発生後にすべき事を説明していきます。
手続としては、次の10種類があります。

遺言書の確認

相続人を確定する

相続財産の調査

葬式費用の整理をする

限定承認、相続放棄の手続

所得税の準確定申告

遺産分割協議をする

生命保険の請求をする

財産の名義を変更する

相続税の申告をする

今回は、このうちの ~ について述べていきましょう。

手続きの具体的内容

所得税の準確定申告を4ヶ月以内にする

相続といえば、相続税を思い浮かべますが、被相続人の1月1日から死亡の日までの所得税の確定申告をする必要があります。この申告の事を、所得税の準確定申告といいます。

所得税は通常、その年の確定申告は、翌年3月15日までに申告納付を行います。準確定申告は被相続人の死亡の日から4ヶ月以内に申告書を提出し、税額を納付しなければなりません。

この申告に係る納付税額は、債務として相続財産から控除され、還付税額は相続財産に加算されます。

準確定申告の申告書は特定の申告書はありませんので、通常の確定申告書を代用し、上の部分に「準」の字を記入します。

ただし、準確定申告書には相続人、相続分、相続人の代表者等を記入した確定申告書の付表を提出する必要があります。

遺産分割協議をする

遺産の調査をして、財産明細ができあがると、次に遺産の分割に入ります。遺産の分割は遺言がない限り、基本的には自由に相続人が決める事ができます。その場合、法定相続分や寄与分、生前贈与、遺贈等の事由を勘案して相続人間で協議の上、決定します。そして、その決定事項を「遺産分割協議書」という書面に記載し、相続人全員が署名し、実印を押印して完成させます。又、印鑑証明を添付することも要件となります。

遺産分割協議書は土地、建物等の不動産の相続登記手続や、預貯金、株式の名義変更に必要なですので、速やかに作成するべきでしょう。

遺産分割協議が、相続人間のトラブルで長期間できない場合には、いつまでも財産名義変更ができずに、相続人として著しく不利益となります。又、相続人、つまり、親族間の心理的しこりになりますので、今後の付き合いや故人の為にも円満な分割協議が望ましいといえます。

その他にも、遺産分割協議書が必要な場合として相続税の申告があります。相続税の申告については、次に述べますが、相続開始後10ヶ月以内に遺産分割協議書を添付して申告する必要があり、遺産分割が確定していないと、「配偶者の税額軽減」の特典が受けられませんので、なるべく早く遺産分割協議をすべきです。

生命保険の請求をする

相続発生後において、生命保険の契約がある場合には、速やかに生命保険金の請求をする必要があります。

生命保険金は、納税資金として一番有効な手段ですし、民法上の相続財産になりませんので、遺言を使った円満な遺産相続のためにも活用することができる方法です。

その活用のためにまず、生命保険契約の内容及び証券の確認をしなければなりません。

被相続人の金庫、貸金庫等の確認の他に、確定申告書の「生命保険料控除」の欄をチェックする必要があります。

生命保険契約が確定できたら、次に保険金の請求をします。その場合の必要書類は、保険会社によっても若干異なりますが、次の書類を用意しなければなりません。

< 必要書類 >

医師の死亡証明書

被保険者の住民票

保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書

保険証券

相続財産の名義を変更する

遺産分割協議書の作成が完成すると、次に、それぞれの財産の名義変更手続きに移ります。その場合、それぞれの財産の種類毎に必要な書類をみていきましょう。

< 不動産 >

不動産の名義変更に必要な書類は次のものです。

- 遺産分割協議書
- 被相続人の除籍謄本
- 固定資産税評価証明書
- 全相続人の戸籍謄本
- 全相続人の印鑑証明書
- 全相続人の住民票

不動産の名義変更は全国の登記所（法務局）に、相続登記の申請を行います。詳しくは、登記の専門家の司法書士に相談して下さい。

< 株式 >

株式の名義変更は証券会社が代行して行いますので、詳しくは次の書類を用意して証券会社に問い合わせして下さい。

- 遺産分割協議書
- 被相続人の除籍謄本
- 全相続人の戸籍謄本
- 全相続人の印鑑証明

< 預貯金 >

金融機関の預貯金は、預金者の死亡が確認されれば、凍結されて払出はできなくなります。そこで、分割協議後次の書類を用意して金融機関で手続きをすると、預貯金の名義変更ができます。

- 遺産分割協議書
- 被相続人の除籍謄本
- 全相続人の戸籍謄本
- 全相続人の印鑑証明

相続税の申告納付

遺産分割協議書ができ、名義変更も終了したら、今度は相続税の申告納付に移ります。

相続税の申告は、財産の合計額が基礎控除額（5,000万円+1,000万円×相続人の数）を超える場合に、相続開始の日から10ヶ月以内にしなければなりません。

預貯金のみの場合は、納税者個人でもできますが、不動産等のいろいろな種類の資産がある場合は、評価方法が複雑で申告書も次に掲げる様に多く種類が必要になりますので、税理士に依頼される方が良いでしょう。

又、申告書の提出先は、相続人それぞれの住所地所轄の税務署でなく、被相続人の住所地所轄の税務署で、原則として相続人全員の連名で申告し、納付する事となっていますので、注意が必要です。

< 相続税申告書の種類 >

種	類	名 称
第 1	表	相続税の申告書
第 1	表 続	相続税の申告書（続）
第 2	表	相続税の総額の計算書
第 3	表	財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書
第 4	表	贈与税額控除額の計算書
第 5	表	配偶者の税額軽減額の計算書
第 6	表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
第 7	表	相次相続控除額の計算書
第 8	表	外国税額控除額・納税猶予税額の計算書
第 9	表	生命保険金などの明細書
第 10	表	退職手当金などの明細書
第 11	表	相続税がかかる財産の明細書
第 11 表の付表 1		小規模宅地等に係る課税価格の計算明細書
第 11 表の付表 2		相続開始前3年以内に取得等した不動産の明細書
第 14 表の付表 2		
第 12	表	納税猶予の摘要を受ける特例農地等の明細書
第 13	表	債務及び葬式費用の明細書
第 14	表	純資産価額に加算される贈与財産価額・公益法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄付した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
第 15	表	相続財産の種類別価額表